過疎地域における固定資産税の課税免除について

大石田町では「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「大石田町過疎地域持続的発展計画」並びに「過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例」に基づき、大石田町内の定められた区域内に、一定の要件を満たした事業所等が、事業の用に供する設備等を取得等した場合、固定資産税が課される初年度から連続して3ヶ年度の固定資産税の一部または全部の課税が免除されますので、その要件や手続きについてお知らせします。

課税免除の適用を受けるための要件

所得税法又は法人税法に規定する青色申告書を提出する個人又は法人が

- 以下の 1 の指定区域内において 、
 - 2 の対象事業の用に供するため、
 - 3 の適用設備を取得等した場合に (※1)、
 - 5 の期限までに課税免除の申請を行うことが要件となっています。
- ※1 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修 (増築、改築、修繕又は模様替をいいます。)のための工事による取得又は建設を含みます。 ただし、資本金の額又は出資金の額が5,000万円超の法人については、新設又は増設に限ります。

1 指定区域

指定区域とは、次に掲げる区域をいいます。

大石田町過疎地域持続的発展計画 に定める産業振興促進区域

大石田町全域

2 対象事業

対象事業は、下記に掲げる事業をいいます。

大石田町過疎地域持続的発展計画 に定める振興すべき業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

- 〇上記の事業の判定は日本標準産業分類を基準として行ないます。
- ※2 下宿営業を除く。
- ※3 指定区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業。
- ※4 情報サービス業等は①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、 ④通信販売、市場調査が該当します。

3 適用設備

(租税特別措置法第12条又は第45条の規定により「特別償却の適用を受けられるべきもの」であること)

- (1)製造業又は旅館業
 - 一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合の当該一の設備。ただし、次に掲げる法人に該当する場合は、それぞれ次に定める金額以上の当該一の設備。
 - ①資本金の額又は出資金の額が5,000万円を超え、1億円以下である法人 1,000万円
 - ②資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2,000万円
- (2)農林水産物等販売業又は情報サービス業等

一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合の当該一の 設備。

※5 減価償却資産は、法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限ります。取得価額は同令第54条第1項各号の規定により計算したもので、圧縮記帳後の価額となります。減価償却資産…①建物及びその附属設備、②構築物、③機械及び装置、④船舶、⑤航空機、

⑥車両及び運搬具、⑦工具、器具及び備品

	取得した資産の種類		取得要件の 判定	課税免除の 該当の有無	備考
対象となる		土 地	×	0	取得要件には含めないが、課税免除の 対象になる(対象建物の垂直投影部分 のみ)。但し、 <u>取得後 1 年以内に建築</u> <u>着手された土地</u> 。
	(B	建 物 付属設備含む)	0	0	附属設備は建物と同時取得された場合 のみ
る資	償却資産	構築物	0	×	※ 6
産		機械及び装置	0	0	既存設備の取替又は更新の場合は生産 能力がおおむね 30%以上増加している こと。
		車両及び運搬具	0	×	% 6
		工具器具及び備品	0	×	% 6

- 取得要件 ・製造業又は旅館業 合計500万円以上、ただし
 - ①資本金(又は出資金)の額が5,000万円を超え1億円以下である法人 1,000万円以上
 - ②資本金(又は出資金)の額が1億円を超える法人2,000万円
 - 農林水産物等販売業又は情報サービス業等 合計 500 万円以上
 - ◎資本金(又は出資金)の額が5,000万円を超える法人は、新設又は増設に限ります。
- 〇上記の適用設備は、租税特別措置法第12条または第45条の規定により、「特別償却を受けられ るべきもの」であること。
- ※6 償却資産のうち「構築物・車両及び運搬具・工具器具及び備品」において、生産設備の用に 直接供されるもののみ、取得要件に含めることができる。但し、課税免除の対象にはならない。
- 4 課税免除の適用期間

課税が免除された初年度から連続した3ヶ年度

5 課税免除の申請

(1)申請期限

固定資産税の課税免除を受けようとする時は、次に掲げる期限まで課税免除の申請書を提出して下さ い。期限後に申請された時は、原則として課税免除の適用を受けられませんので十分注意して下さい。

法	人	(初年度)			
		適用を受ける設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日			
		(ただし、当該法人の事業年度に係る確定申告書の提出期限が3月15日までに到来			
		しないときは、当該申告書の提出期限(又は株主総会の開催等の事情で、 <u>申告期限の</u>			
		延長特例を受けている場合は、その期限まで)。			
		(継続年度)			
		適用を受ける設備を事業の用に供した日の属する年以後3ヶ年の各年のそれぞれ翌年			
		の3月15日。 【 <u>課税免除申請書のみ提出</u> して下さい。】			
個	人	適用を受ける設備を事業の用に供した日の属する年以後3ヶ年の各年のそれぞれ翌年			
		の3月15日			
V = 27 / 10 / - 1 + 1 + 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /					

※ 課税免除申請書等は、町民税務課に備え付けてあります(HP にも掲載)。

(2) 申請にあたって提出すべき書類 ※各2部(正副)作成のうえ、提出して下さい。

- ①固定資産税課税免除申請書(別記様式第1号) 取得価格は減価償却資産明細書と一致のこと。
- ②法人税または所得税の確定申告書の写し(別表1)税務署の受付印のあるもの。

電子申告の場合はデータ受付が完了したとわかるもの(受付番号が記載されたもの)を添付して下さい。

- ③減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し(法人税施行規則別表 1 6 (1) または(2))
- ④特別償却の償却限度額の計算に関する付表の写し
- ⑤償却資産明細書 ・・・・・・ 耐用年数、取得年月日、取得価額、資産分類が記入されているもの。 該当償却資産に一連番号をつけること。
- ⑥事業所の所在を示す案合図
- ⑦事業所全体の見取図 ・・・・・ 事業所全体の建物配置が記載されているもの。
- ⑧建物の平面図及び登記簿の家屋図面(免除申請を受ける家屋がある場合)
- ⑨償却資産の配置図 ・・・・ 工場等の平面図に対象資産の番号を配置し生産ラインを矢印で示す。

該当償却資産に<u>一連番号</u>をつけること。

- ⑩土地・家屋に関する売買契約書又は建築契約書、着工届の写しと登記簿の写し(該当がある場合)
- ⑪決算書 ・・・・・・・・・・・・ 当期分及び前期分(貸借対照表、損益計算書等)
- ⑫生産高比較表 [任意様式]・・・・・ 当期分及び前期分の月別売上比較表
- ③年次別建設計画書 [任意様式]・・ 翌年度以降の3ヶ年度分
- ⑭企業パンフレット等・・・・事業所の概要や製造品が分かるもの。
- ⑤租税特別措置法第45条(第12条)による特別償却を実施しなかった理由書(実施しなかった場合提出。[任意様式])
- 16農林水産物等販売業に係る申出書(該当する場合)
- ①確定申告書の延長特例を受けている場合は、その理由書 [任意様式]
- ※ 審査(現地確認)後、課税免除の決定を行います。

お問い合せ先・提出先

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

大石田町役場町民税務課 税務グループ 固定資産税担当

TEL: 0237-35-2111 内線 127